

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 公開仕様変更一覧（令和7年6月）

2025/6/1

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等
1. 事業者向け登録システム			
1-1	誓約事項の変更	誓約事項の一部が変更になります。  (変更前) 禁錮  (変更後) 拘禁刑	<p>※変更例 (変更前)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</small> <p><input checked="" type="checkbox"/> 誓約を受ける法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に限り、事務所の代表者である使用人を含む。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 政令を除く他の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>二 禁錮以上の刑に処せられたり又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)による規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなった日から起算して1年を超過しない者</li> <li>三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</li> <li>四 売買取引による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</li> <li>五 精神の機能的障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行方に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>六 営業に際し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者やその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの</li> <li>七 法人であって、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li> <li>八 個人であって、使用者のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li> <li>九 売買取引等がその事業活動を支配する者</li> </ul> <p>*登録を受けようとする者が営業に際し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">※HPで公開されません</p> </div> <p>(変更後)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</small> <p><input checked="" type="checkbox"/> 誓約を受ける法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に限り、事務所の代表者である使用人を含む。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 政令を除く他の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>二 禁錮以上の刑に処せられたり又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)による規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなった日から起算して1年を超過しない者</li> <li>三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</li> <li>四 売買取引による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</li> <li>五 精神の機能的障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行方に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>六 営業に際し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者やその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの</li> <li>七 法人であって、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li> <li>八 個人であって、使用者のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li> <li>九 売買取引等がその事業活動を支配する者</li> </ul> <p>*登録を受けようとする者が営業に際し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">※HPで公開されません</p> </div>